

「既存照明設備LED化更新工事助成事業」Q & A

埼玉県トラック協会

Q1: 新築施設のLED照明工事の部分は、助成対象となるか。

A1: 既存施設が対象のため、新築は対象外。

Q2: 自社で蛍光管からLED電球の取付工事を行ったものは助成対象となるか。

A2: 業者による更新工事を伴うものが対象の為、対象外。

Q3: 自社で蛍光管からLED化更新工事を行った場合は、助成対象となるか。

A3: 上記同様、業者による更新工事を行ったものが対象のため、対象外。

Q4: 認可車庫の外灯(水銀灯等)をLED化工事した場合は助成対象となるか。

A4: 対象となる。

Q5: 認可車庫上の無認可施設(倉庫、プレハブ営業所、休憩所等)のLED化更新工事を行った場合は、助成対象となるか。

A5: 貨物自動車運送事業法上の許認可、届出施設ではないため、対象外。

Q6: 認可車庫ではない駐車場のLED化更新工事を行った場合は、助成対象となるか。

A6: 上記同様、貨物自動車運送事業法上の許認可、届出施設ではないため、対象外。

Q7: 自社所有の倉庫内の照明のLED化工事を行った場合は、助成対象となるか。

A7: 倉庫は貨物自動車運送事業法上の許認可、届出施設ではないため、対象外。

Q8: 代表者の自宅の一部が認可営業所もしくは認可休憩所となっている場合は助成対象となるか。

A8: 代表者の自宅が自社物件(会社所有)であれば対象となる。

Q9: 代表者からの賃貸物件(事務所、営業所、休憩所、車庫)は助成対象となるか

A9: 自社物件のみ助成対象の為、対象外。

Q10: グループ会社からの賃貸物件(事務所、営業所、休憩所、車庫)は助成対象となるか

A10: 上記同様、自社物件のみ助成対象の為、対象外。

Q11: クレジットカード払いは助成対象となるか。

A11: 会社あての領収書が発行されれば対象となる。

Q12: 手形による工事は助成対象となるか。

A12: 2月末までに支払いが完了し、会社あての領収書が発行されれば対象となる。

Q13: リースによる工事は助成対象となるか。

A13: リースは対象外。

Q14: メーカー、明るさに指定はあるか。

A14: 指定はない。

Q15: 工事が令和7年3月以前に着工したものは助成対象となるか。

A15: 工事対象期間から外れるため、対象外。

Q16: 工事が令和8年3月以降に工事、もしくは支払いが完了したものは助成対象となるか。

A16: 上記同様、工事対象期間から外れるため、対象外。

(助成事業が令和8年度も継続の場合は、令和8年度の対象)

Q17: 令和7年度に助成金の申請をした事業者が、令和8年度に改めて別の施設の工事の助成について申請の対象となるか。

A17: 違う年度でも1事業者1回のみの助成のため、対象外。

Q18: 国や自治体のLED補助金と併用して申請しても大丈夫か。

A18: 埼玉県トラック協会としては併用は大丈夫だが、国や自治体の要綱を確認して申請願います。

Q19: 工事費が税込10万円の場合は、助成対象となるか。

A19: 工事対象金額が税抜10万円以上のため、対象外。